

第1日目（1月31日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。ただいまから平成25年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、若井達男君から会葬のため10時から早退、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定によって、議席番号6番・小澤実君及び議席番号7番・黒滝松男君の両名を指名いたします。

（「了承」の声あり）

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期については、去る1月24日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本臨時会の会期は本日1月31日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1月31日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議 長 ここで教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○教育長 機会をいただきましたので、教育長就任に当たってのご挨拶をさせていただきます。遠山教育長の2期8年において、国際理解教育を初め数多くの特色のある教育に取り組んでまいりました。平成23年3月には教育基本計画を策定し、目指す子ども像を、「雪と愛につつまれ育つ南魚沼の子ども あふれる笑顔を目指して」と掲げました。同年4月に市内全ての子ども・若者のあふれる笑顔を目指して、乳児期から青年期まで切れ目のない支援をするために、子ども・若者育成支援センターを設置しました。

私はこの前教育長が取り組んできました南魚沼市の特色ある教育の実績の拡大、充実を図ってまいりたいと思っております。そして総合支援学校の開校、五十沢・城内・大巻3中学の統合、図書館整備、大原運動公園整備と大きな4つの課題に取り組んでまいりたいと思っております。

私が前教育長から引継ぎの際に、「勇気は使命感によって生まれる」という言葉をいただきました。井口市政の目指す地域完結型社会、希望を持てる市の実現には、市の未来を担う子どもたちを責任を持って守り育てなければならないと思っております。それが教育委

員会の責務であり、その先頭に立つのが私であると考えました。これが私の使命感であり、この微力な私が、教育長という大役を受ける大きな勇気となりました。4年間、勇気を持って教育行政に当たることをお誓いして、就任に当たっての私のご挨拶とさせていただきます。

(拍手)

○議 長 どうもありがとうございました。

お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第4、第1号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副 市 長 おはようございます。第1号議案をお手元にお願いしたいと思います。このたび、平成25年3月31日限りで胎内市、新発田市、村上市、関川村の4市町で構成をいたします下越清掃組合、及び上越市それから妙高市の2市で構成をいたします上越地域水道用水供給企業団がそれぞれ解散をし、当該事務組合を脱退することから、組織する地方公共団体の数が減少すること、並びに当該総合事務組合の構成員であります小千谷市が、地方自治法202条の2を根拠として地方公務員法第7条3項の規定により設置をされます公平委員会の事務を単独処理していましたが、今般、共同処理することが専門性と公平性が確保されるという理由で加入をしたいということから、当該総合事務組合の規約の変更をお願いするものであります。

3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、これは構成団体の表示であります。右の旧の表から下越清掃センター組合と上越地域水道用水供給企業団を左の新しい表のように削るものであります。

それから、別表第2(第3条関係)とありますが、これは共同処理する事務の表でございます。右の旧の欄を見ていただきますと、第1項では共同処理する退職手当の支給事務から下越清掃センター組合を左側の新しい欄のように削るものでございますし、第2項及び第3項では、公平委員会の設置、権限についての共同処理をするということでございますが、ここでは十日町市の前に小千谷市を加え、下越清掃センター組合を削るものでございます。第4項、次のページの第5項、第6項では、下越清掃センター組合ないし、上越地域水道用水供給企業団の名称をそれぞれ削るものでございます。第7項から第16項まで

は、変更がありませんので略とさせていただきます。

1 ページの議案に戻りまして、改正文であります。構成団体を明示する別表第1から下越清掃センター組合、上越地域水道用水供給企業団を削りまして、別表第2の共同処理する事務の第1項から第6項までにつきまして、所要の改正をそれぞれお願いするものでありますし、附則では、平成25年4月1日から施行をしたいというものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第1号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第2号議案 南魚沼市暴力団排除条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副市長 第2号議案のほうを手元をお願いをしたいと思います。本件は第180通常国会で成立をいたしました「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正によりまして、南魚沼市暴力団排除条例で条文を引用しておりますので、その部分が条ずれを起こしましたので、ここで改正をお願いするものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第4条は、県や関係団体及び市民等と協力しながら、暴力団排除に関する施策を実地するという市の責務規定であります。第1項の2行目でございますが、「法第32条の2第1項」とありますけれども、これは都道府県暴力追放運動推進センターの定めでございます。32条の2が、事業者の責務といたしまして、「事業活動を通じて、暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならない」という1条が加えられまして、都道府県暴力追放運動推進センターの

定めが「32条の3」と改正をされましたので、ここで引用されている部分を改めさせていただきます。

1ページに戻りまして附則でございますが、改正法は、去年の10月30日から施行となっておりますが、追放センターの部分の改正については、施行令によりまして平成25年1月30日から施行ということになっておりますので、公布の日から施行というふうにしたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いをいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第2号議案 南魚沼市暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第3号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 おはようございます。それでは第3号議案につきまして提案理由を申し上げます。補正内容といたしましては、機械除雪費に不足が生じる見込みとなりましたことから、歳出8款土木費2項道路橋りょう費、除雪事業費に2億円の除雪等の業務委託料を追加計上したいものであります。財源といたしましては、全額財政調整基金を充当することといたしました。

平成24年度の当初予算では、平年並みの降雪を想定いたしまして6億円の機械除雪費を計上したところでありますが、昨年度の異常豪雪の影響によります春先除雪への対応、そして例年より早い12月初めからの降雪によります除雪出動回数の増、これによりまして12月末の段階で約3億7,000万円を執行したところであります。1月に入りまして1回の降雪量そのものはそう多くはありませんけれども、降雪日数、除雪出動回数は例年と同程度となっております。このため、1月末の機械除雪費残額は残りわずかとなっております。

りまして、2月以降の降雪に伴う機械除雪に備えるため、追加補正をお願いしたいもの
あります。

歳入歳出予算総額にそれぞれ2億円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を348億
3,658万5,000円としたいものであります。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう
お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第3号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第4号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市図書館
建設(建築)工事)及び日程第8、第5号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市
図書館建設(機械設備)工事)の以上2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

○副市長 それでは第4号議案、第5号議案を一括でご説明を申し上げます。最初
に第4号議案のほうをお手元をお願いいたします。本件は昨年12月定例会におきまし
て、図書館建設事業費として8億6,650万円の継続費の補正をお認めいただきましたが、
これに係る工事といたしまして、平成25年1月24日制限付き一般競争入札に付しまし
た南魚沼市図書館建設に係る工事請負契約につきまして、それぞれ地方自治法第96条第
1項第5号の規定に基づきまして、同意議決を賜りたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。1の契約の名称は工事番号が「図建工第1号」南
魚沼市図書館建設(建築)工事でございます。2の契約の方法は、制限付き一般競争入札
でございます。3の契約金額につきましては、3億6,225万円でございます。4の契約
の相手方は、伊米ヶ崎・井口・宮仲特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記
載のとおりでございます。

7ページの入札調書をご覧いただきたいと思っております。入札参加が4企業体ありまして、

税抜き3億4,500万円で、伊米ヶ崎・井口・宮仲特定共同企業体の落札でございます。落札率97.93パーセントでございます。

次の8ページに工事概要がございますが、大きくはカギの括弧で表示されておりまして、外壁・屋上改修、図書館用途変更に伴う改修、共用トイレ・東口改修、医院予定部分の解体・間仕切り・外壁改修、医院解体・アーケード改修、外溝改修ということでそれぞれ記載をされておりますのでご覧を賜りたいと思います。

9ページ以降に平面図、立面図がございますし、戻って3ページから6ページに仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧をいただきたいと思ひます。

続きまして第5号議案でございますが、工事請負契約の締結について同意議決を同じく賜りたいものでございます。1の契約の名称は、工事番号が「図建工第2号」南魚沼市図書館建設（機械設備）工事でございます。2の契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。3の契約金額は1億6,275万円でございます。4の契約の相手方につきましては、昷工業・創和特定共同企業体でございます。代表者及び構成員につきましては、記載のとおりでございます。

7ページの入札調書でございます。入札参加が5企業体ありまして、税抜き1億5,500万円で昷工業・創和特定共同企業体の落札でございます。落札率97.54パーセントでございます。

次の8ページの工事概要でございますが、前の議案に同じく図書館とするための改修でございます。主体は、給排水・衛生設備、消火設備、空調、工事に伴う撤去工事でございます。なお、空調設備の中の暖冷房のところではGHPと書いてありますが、これはガスヒートポンプでございます。それからEHPでございますが、これは電気ヒートポンプを示しております。

3ページから6ページまでに仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧を賜りたいと存じます。

なお、本件に付随する「図建工第3」号、これは電気設備の部分でございますが、4社が入札参加をされまして、ユアテック・小島電設特定共同企業体が税込み8,322万3,000円、落札率98.14パーセントで落札となりましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議 長 一括して質疑を行います。

○岡村雅夫君 まず一括でありますので、入札額が多分6億822万3,000円で、予定価格からしてみますとマイナス2.15パーセント、1,335万6,000円の入札効果ということでありますが、これについてどうお考えかをひとつ最初に伺います。

それと、継続費が税込みだと8億6,650万円で計上されておりますが、今回のこの差額の分が2億3,000万円ぐらいあると思うのですけれども、それについての内容が示されませんので参考にお聞きしておきたいと思ひます。

それから、工事の内容について、今までありました不同沈下があるということについて、数十センチというふうに私は記憶しているのですが、それがこの中ではセメント系瞬結注入、177本というこれがそれなのかなというふうに思ったのです。あれだけの、沈下をしているということ自体、その注入でとめられるのかどうかという、とめられるのであるならば、上げることもできる。要するにもとに復元することができるのではないかと、いうふうに私は思います。そういった形で、現況だけで手を加えないで注入をして、それからどんどん沈下しているという、地域の周辺の土地は沈下しているということですので、その辺の工法を——本当に確かなものであるとするならば、雨水の排水の問題とかをいろいろ考えますと、要するに極端な部分に関しては若干の復元ができるのかどうか、その辺をひとつお聞きします。

あわせて段差が出るわけです。段差はこの図面上ではどこで解消しようとしているのか。今はバリアフリーの時代ですが、そういった中でその辺をひとつ説明願いたいと思います。

もう1点ですが、ちょっとさかのぼって申しわけありません。工事の内容について我々はわからないわけでありまして、特に建築の部分について、私は若干細かい字で見えなかったのですが拡大鏡で見てみたら、外装工事が区分所有をしてこの建物を利用しようという前提からしまして、外装費が一切盛り込まれている。要するに建物一式そっくり外装費が見られているようであります。塗装、足場代についてその区分、要するに所有した部分と所有外の部分の額を知らせていただきたい。

なぜかと申しますと、いろいろの補助と申しますか区分所有するに当たって、多分7億円からの支援をしているわけでありまして。さらにこの外装をリニューアルしてやるということについては、私は応分の負担をいただくべきではないかなというふうに考えました。

なぜならば、テナント料をきちんと払っている店舗が要するにそういう事業でありますので、築16年といいますとまた完成のときには18年ですよ。築18年たとうとする建物をリニューアルすることは、事業者として当然やるべきものではないかということでもあります。多分、色等もそういう形で打ち合わせをしているとは思いますが、一切市で持つこと自体に、どういうふうな説明がされるのかひとつお聞きいたします。

きのうもその論議はしたわけでありまして、やはりそれに至るためには、どういうことであったのか、経過はきちんと我々に——要するにその3億円の執行のときにも市長が言いましたように、これ以上の出費はないということを明言しているわけでありまして。こういったことで理由付けがきちんとなせるのかどうかひとつお聞きします。そして、私・・・そこまでやめておきます。以上です。

○副市長 私のほうからは入札の部分についてご答弁を申し上げたいと思います。この3件につきましては、いずれも予定価格が事前公表でございますので、私としまして、もうちょっと下がってほしいという期待は当然あるわけですが、適正な積み上げの中でそれを業者さんのほうでまた積み上げた結果がこうだということでございます。もう少し落札率が開いてほしいという希望はありますが、それは工事をきちんとするためには、

やはり、そう設計の見方と業者さんの見方と違わないということのあらわれだろうというふうに思っております。以上です。

○社会教育課長 継続費の額と今回の3本の入札額の差でございますけれども、これはまた別に工事発注の予定がございます。と言いますのは、越後杉関係、外装ルーバーであるとか、あるいは書架、一部家具、それからまた別で備品関係、机であるとか家具であるとか、こういったものはまた別途発注、今のところ来年度発注ということで考えておるのがございますので、そこが別個になっております。

それから、不同沈下です。瞬結の早く固まるそういったものによって対応しようというものがございます。これにつきましてはまずちょっと詳しく申し上げますと、土間コンクリートをコア抜きいたしまして、そこに177本ほどするのですが、二重管のストレーナーで開けます。そしてその地中にストレーナーを深く——深くと言いましても6メートル程度の深さから、徐々に固結剤A剤、B剤を入れていく。これは抜きながら、6メートルから入れたものを抜きながら25センチ間隔程度に、ワンステップとしましてそれを入れていくという工法でございます。これは瞬結でございますので、基本的にはほんの5秒ぐらいから徐々に固まり始めるというふうにされております。

それで、これが沈下をとめられるのかどうかということでもあります。これはもう地盤全体がいわゆる沈下をしている状態でございますので、その沈下そのものは当然コンクリートパイルを下まで打っているわけではございませんので、とめることはできません。ただ、今まで余り大きないかなではなかったようなところに、大変安定した大きないかなをつくるというようなイメージになろうかと思いますが、そういう意味での効果はあるというふうに思っております。

それから段差の解消であります。図面をちょっと見ていただきたいと思うのですが、図書館の下のほうから赤い矢印があるのですが、東口のほうからメインの出入口であります。ここにちょっと小さくて申しわけありませんが、スロープでもって約20センチの段差を解消いたします。多目的ホールに入る部分についても、やはり段差の解消をそこでスロープでしておるといような状況でございます。

あと、ちょっとこの段差には関係ありませんが、図書館内部でも現状の形状から、一番上のほうの学習スペース等との上下関係は、やはり段差がございます。これは意識的に段差を加えてございます。

それから、工事の内容について外装工事、ここの設計価格等をちょっと見ますと、直接工事費でもって外装では約1,500万円になっておりますけれども、これがどの部分がどうかという問いにちょっとすぐには出ませんが、結局外装工事につきましても一応共有部分的な考え方で私どもは考えておまして、やはり共有ですからそこに街づくり会社も全て私どもも、そこをメンテナンス等も一緒になってやっていくという考え方でございます。以上でございます。

○社会教育課長 細かいものをちょっと持ち合わせてございませぬが、ここにある建築

工事の外装改修工事という中に足場等も含まれているというふうに考えております。

○岡村雅夫君 1番目の入札効果については、要するに予定価格内ということでした。しかし、当初総工事費という中で15億円という話をされておりました。それが一切でいくと15億8,000万円ぐらいですか。今現在の継続費等を入れた中での予定価格というのは、総工費からそうなっていると思うのですが、15億円がどこまで伸びる、伸びない、その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

次、2番目の問題で不同沈下についてですが、それは話には聞いておいて、多分書架とかそういう形のところも、今のたたきでは、コンクリートではということ、そういった補強をするということだと思えるのですけれども、不同沈下をした対策として、それはほとんど効果のないものではないかなというふうには思うのです。効果があるとすれば、極度に20センチから下がっているところは、上げることも可能なわけだというふうには私は思っています。要するにフラットの上に、たたきの部分で書棚等を置いたときに、さらに沈下をしなければいいかという程度のものではないかなというふうに思いますが、そこをひとつもう1回聞いておきます。地球的に考えれば、ほんの表面の処理というふうに思えますが、もう1回そこを確認しておきます。

次に工事内容については、詳しくはわからないという共有部分ということでもあります。共有部とみなすという言い方を今されましたが、私は足場代と外装費、あるいはそれにかかわる——さっき聞くところによると図面にもちょっとありますけれども、ALC板を替えるとかそういうこともあれだけの建物を1,500万円で一切リニューアルできるというふうにお考えですか、ひとつお聞きします。

私はシャッターの塗装とかあるいは窓枠の塗装、外装の塗装、外壁の塗装、そういうものをこの中に全部入れての建築費というものに関しては、私は納得がいきません。区分所有であるならそれを明確に、共有部ということになれば41.7パーセントですか。41.7パーセント、区分所有に関しては案分率が決まっているわけありますので、ひとつその辺をもう少し明確にお話していただきたい。事業者としてリニューアルすることが当然だという考え方をしなければならぬ、すべきであるというふうには私は思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○教 育 長 それでは不同沈下の件についてお答えしますが、先ほど課長が言いましたようにこの六日町の部分については、くいでとめて回りが不同沈下する場合と、くいでなくて全体に不同沈下で若干下がっている場合があるということです。不同沈下という言葉を使うと深刻なように思えますが、ララも10年以上もあの中で機能しておりますので、不同沈下の解消というよりは、図書館部分の機能的に書架を支える改良ということで、船底的にスラブ的な補強をしたと、それで十分図書館の機能として持つという判断をしておりますもので、そうご理解を願いたいと思っています。

それともう1点、我々がこのときに区分の部分と区分外の部分と、詳細に足場代がどうかということまで用意してきませんし、今までの議会でそこまでの詳しいことを求め

られたことをございませので、そうなるともうちょっと時間をいただきたいと思うし、そこまでのことを議論しなくてもいいなと思うのは、こういうふうに考えています。我々は図書館ということで、建物の部分は区分所有で土地も買わせてもらったので、図書館をあそこへ建てるということで、共用部分も含めて図書館機能に該当していますので、当初の工事については図書館建設の中で共用部、当然外壁も全部市の工事でやるべきという判断で今回入れております。

ただ、今後のメンテという話が出ました。今後のメンテについては共益費の案分がありますので、当然外壁だとか何年か後に補修する場合については、その案分率で街づくり会社にも負担してもらおうという考えであります。今回の部分についてきちんと積算で分けているという資料が今のところありませんので、もし、どうしてもとなればお時間をいただきたいというように思っております。以上です。

○市長 15億円がどのくらい伸びるか縮むかという話ですけれども、これは正直なところ、伸びる、縮むなんていうことがここですぐぼんとは出ませんが、一応議会の皆さん方にお示した数字の中で何とか上げていきたい。極力それは安く済めばそれでいいということだと思っておりますので、今ここでそれが伸びるか縮むかということは、ちょっと判断ができません。ただ、大幅に15億円と言ったのが、20億円になったとか、10億円になったとかそういうことにはならないわけでありまして、その点はそこでご理解いただきたい。

それから今、教育長が答弁を申し上げたことでありますが、あそこに図書館というときから、当然ですけれどもナグモデザイン事務所さんから、図書館機能としてどうこれを發揮して皆さんから親しんでもらうかと、ここから始まっております。当然ですけれども、これから発注する予定だそうですが木を入れますね。ああいう部分についても一体となってやはり図書館機能という部分を、我々は發揮していかなければならないと思っております。例えばここからこっちは我々は外装も塗装をしないから、皆さんみんなそっちでやってくださいなんて、それはしないと言われればそれで終わりですから。いや、我々は必要ないのだと言われれば、そこでぷちんと切れてしまうわけですから、それは当然原因者たる市のほうが、その程度のことはするのが当たり前という考え方で今まで進めてきております。

○岡村雅夫君 今、木という話が出ました。木を使うことによって、私がこの議場で話したのは、注入とかいろいろな方法で寿命を延ばすという方法もあるが、という話はしたのですが、当然限りがあるものであって、そういった木とか今回する塗装とかそういう問題が劣化してくるわけですね。劣化したときはやはり機能的にそうであるから、あるいは図書館としての見栄えが悪いからまたそれをしてやるのだと、しなければならないのだというふうに私は今捉えます。

そうではなくて、ここできちんとしておかないと、ずっとそういうことが続くのではないかな。あるいは後ろから見たあんばいも余りよくないから、ちょっと木でもぶら下げてみ

るか、こういう話になるかも知れない。大体駐車場から人は入るわけですから。そういう問題からしてみると、やはり歯どめがきかなくなる。いや、それが当然だと言われればそれまでです。

そしてもう一つが、やはりきちんとした自分の建物を維持管理するのに、こういった手法でリニューアルしていくということになりますと、明らかに公費を使った贈与ですよ、贈与。私はそういうふうに思わざるを得ない。耐用年数をではどれだけ考えているのですか。何年その木がもって、そして木がされてきた、あるいは落下しようになってきた、それは全部こっちの責任でやるのでしょうか。そうするとちょっと過ぎやしまいかなど。財政健全化計画の中で、要するに返済計画の中でも当然維持管理費を見たり、テナント料というものを見たりしているわけでしょう。それで共益費から共有部分に関しての案分率からやっているわけですから、ちょっと私は違うと思うのです。

デザインはデザインでいいのです。ただ、その持ち分はどうするかということは、ここまで細かく通路の部分まで、通路と借地料合わせて1,500万円ですよ。それを原資としたとしても何らかの維持費は出るわけです。そう思いませんか。これはこれで通してもらってというような話になると思うのですけれども、私はきちんとした——だって何のために区分所有したかわからないでしょう。そんなテナントのほうによっぽどよかったということになりますよ。そして1回は手をかけます。その後はテナント料でやってくださいというほうが、よっぽどいいのではないですか。もう1回お聞きして質疑を終わります。

○市長 何を勘違いされるのかわかりませんが、さっき教育長が話しましたように区分所有をしてこれから我々は共益費を払うわけですね。ですから、当然今後については、その範囲の中でやっていただくということです。当然です、それは。これを万劫末代ずっと人の持ち分のところまで市が何かをやっていくなんてことにはなり得ません。ですので、老婆心ながらということでしょうけれども、それは大丈夫ですからご心配なさらずに、ということで答弁にかえさせていただきます。

○寺口友彦君 今の質疑にも関連しますけれども、建築については素人ではありますが、まず1つ目は工事概要の中での外壁・屋上改修であります。今のでいうとこの部分は、図書館で市が買った部分についてのみの外壁・屋上改修という部分ではなさそうだという感じですね。そうすると私から考えれば、持ち主である街づくり会社の応分の負担があって当然であるというように思っているわけです。そこら辺が見えてこなかったものですから、将来的にどうなるかという部分は、共益費の分で市長のほうは、これは会社のほうから当然やってもらわなければ困るのだというものが出ましたけれども、当初設立といいますか初期投資の段階で、応分の負担それは当然求めるべきだと思うのですけれども、そこをもう一度お聞きしたい。

それから地盤改良の部分ですが、図書館部分について6メートルのストレーナーを177本打ち込んで地盤を固めようというものですけれども、これで果たして建物全体の沈下というのが、どの程度とまるのかという部分についてはわからないわけです。全体からいけばや

はり圧倒的にほかの部分の面積が多いわけですから。そういう影響が出てくるわけですので、この部分についてもどうせやるのであれば一体でやって、街づくり会社にもその部分の負担を求めていくというのが私は筋ではないかなというふうに思いますが、この2点をちょっとお伺いします。

○市 長 先ほども申し上げましたとおり、あそこを図書館にしようという原因者は私たちでありますし、そしてわざわざデザインまで発注をして頼んで、そしてこういうふうに統一感を持ってやっていこうということで始まったわけですので、その責任といたしますか、それは施工するのは、当然責任者たる、発注者たる私たちがあると。ただ、その後の維持管理も含めた部分というのは、共益費というのを今度は払うわけです。払うわけですから、それはそれできちんとやっていただこうとこういうことですので、何ら疑問を持たれることでも贈与でもないというふうに私は考えております。見解が全く違えばそれは別です。

それから、あとのことは教育長。

○教 育 長 地盤改良の件でご説明しますが、先ほど岡村議員でも説明したとおり、地盤沈下のためという部分の表現だと皆さん心配すると思うのですが、さっき言ったようにくい打たない部分についての六日町のこの辺は、どんな建物も全体に地盤沈下しております。それでララについても、そういう状態の中で問題なく良食生活館もお医者さんも機能しておりますもので、我々としては、地盤沈下対策も含めて図書館の部分については書架も乗るので、そこを補強していきたいという考え方です。

それで、その部分とそうやらない部分の差があったときにどうかということについて、この改良方法でやっているほかの工場の部分でも、建物全体ではなくて部分的にやったときに、やったところとやらないところと問題が生じておりませんので、この範囲でやらせていただきたいというふうに思っております。

○寺口友彦君 その後の維持修繕といたしますかそれについては、当然街づくり会社自体が、共益費をいただいている皆さんにご迷惑をおかけしないような形でやる分であろうと思えます。ですが、工事自体は、分けてやるなんてことは多分不可能だと思うのです。一体でやるわけで、それについて面積で案分をしていこうというのが、これから当然出てくるわけです。それを前の質問者のとおり、今からこうですよというところは、やはり街づくり会社にきちんとお示しをして、今回の負担はこうなのです。ですが、市が図書館として活用したいので初期投資についてはこうですという部分を、文書化してお互いに持っているということが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教 育 長 まさに寺口議員の言われるとおりだと思っておりますので、現在うちのほうで投資した部分も区分で分かれて、うちの部分はこう、お宅の部分はこうかかりましたという資料をつくりながら、次回のメンテナンスをやる場合については、きちんとした区分のもとに負担していただきますということを協議してまいりたいと思います。今現在でも区分所有であって、面積案分だとか以後の管理費についてかなり詳しい協定を結んでおりますので、今言われた部分を加えまして、きちんとした協議文をつくっていききたいというふうに思

っております。

○牧野 晶君 それこそ、大体やっていると思うのですが、どういうふうな下請業者さんが入るとか、それがちゃんと市内なのかどうかとか、そういうチェックはされるのだと思うし、もうしているのかもしれないですが、そういう点がわかれば教えていただきたい。

あとは、こういうふうには例えば図書館とかになるとやはりいろいろな方が想定されるわけです。子ども連れのお子さんもそうだし、車椅子の方などそういう想定もあるわけです。せっかくこういうふうにつくるのであれば、やはり今ある施設によっては、新しい施設とかお金をかけるような施設になっていくと、屋根がついている車椅子スペースみたいなものも多くなってきているわけです。うちのほうで言えば、サンライズのあっちの建物だって何年か前につけてくれたわけです。ここにももし一部であれば、やはり利用者としてはありがたいわけです。ぜひまた今後は、そういうふうなものを市全体として考えていただければと思います。

あとそれと贈与とか云々なんて話がありましたけれども、やはり民のところに手を入れるのであれば——私はちょっと違う視点ですよ——税務署さんともちょっと打ち合わせをしたほうが、逆に税務上で要は街づくり会社のほうが贈与になる、そういうふうな可能性だつて無きにしもあらずなわけです。民のところに手を入れて、民の人はこの工事は贈与でもらったのだから何とか利益だというので税金をかけてくる可能性もあるので、そういうふうには打ち合わせをして、税務署からお墨付きをもらったりして、ちゃんとしっかりしていくほうがいいのではないかというふうに思います。

あとそれと、やはりこういう図面が実際出てきているわけですがけれども、図面が出て、例えば私が言われたのが、それこそ中学生議会の中で映画を見られるスペースとかがないとかいうふうな話があったわけです。市民会館に年に1回とか2回とか映画などが来たりもしていますけれども、例えばこの多目的ホールとかそういうところで映画などを見られるようになったらいいなど。お金をとるではなくて、大体最近のこういうスペースの場所は、ビデオとかを置いたりもしていますよね。そういうふうなみんなで見られるようなスペースがあれば、1人とか2人だけではなくて何人かで見られれば、例えばグループで10人集まったらこのやつを使ってもいいよとか、そういうふうなのができればどうなのか。

いろいろな意見がまたこれからも図書館については出てくると思うのです。いいなどというのは積極的に採用して、市民が喜んでくれるような施設に。余り追加工事、追加工事というのが出てくると文句も出る点もありますけれども、でもそれは市民が使う。設計がそもそも間違いとか、グレードがどうのこうのなんて言うのではなくて、市民の利用が上がるような設計変更であれば、私は賛成していこうと思っています。いろいろな意見があったりアイデアがぱっとひらめいたら、ぜひまたいろいろな視点でやっていただきたいと思うのです。

その点、ちょっと4つぐらいになったのですけれども、考えを聞かせていただければと思います。

○市 長 下請関係については、もちろん私たちのほうから、市内の業者を優先して

使っていただきたいということは申し上げます。ただ、価格の差とか大変な問題も生じることもありますので強制はできませんけれども、極力市内業者をとすることは、落札後にご挨拶に見えられたときにも、私からもきちんとお話は申し上げております。

それからあとの点は、牧野議員の今おっしゃったことを、きちんとそしゃくをしながら間違いのないように進めてまいりますので、一つ一つは別にいたしましてご提言をありがとうございます。

○樋口和人君 これはこれでということですが、多分約1年工期が——もうちょっとあるのかな——ぐらいあるわけですが、その間、工事用の車ですとか、あるいはあの中だつてガタガタにぎやかになったりするわけです。その辺、いわゆるテナントで入っていらっしゃる商店ですか、そういったところへの配慮等についてどういう考え方をしているのか。

あともう1点は、今ほどもありましたし前もありましたが、これを活用していくに当たってのワークショップということで進めているみたいです。29日だかにどうもあったようですけれども、その辺がどういうふうな方向で——ちょっとなかなか参加の呼びかけが、広くこの間話したように行きわたっていないのかなということもありますが、先ほどの牧野議員の話もありますけれども、そういったいろいろな話をやはり受けとめていく場としても重要だと思しますので、今後の方向性もあわせてお伺いをいたします。

○社会教育課長 約1年間の工事のテナントへの配慮ということでございます。まず一番最初に公共の部分の便所を工事するのもテナントへの配慮の一つでございまして、端にあるトイレの部分を、東口の入り口付近にまず持っていく予定です。そうすることによって、その後仮囲い等をして、そのトイレを十分にお客さんが活用できるというような部分がござい

ます。

それからワークショップですが、今までいろいろな多方面の方とワークショップを積み重ねてきております。29日にも駅前商店街、あるいはボランティアグループ等とのワークショップを行いました。4グループに分けて、そこでいろいろの意見を聞いて、それぞれ発表していただいたりしたわけでありまして。私どもがちょっと見落としていた点であるとか、そういう細かい点までいろいろ意見が出ましたので、今後それを参考にしながら検討していきたい。主に、工事の図面上ということも多少ありますが、運営面での提言も数多くありましたので、参考にしていきたいと思っております。以上です。

○樋口和人君 今、工事の進め方のことでお話もありましたけれども、ぜひ、そういったことと、あと多分こういう工事になると、結構工事用の車両とかも出入りあるいはとめておく場所ということで、結局お店のお客様の動線などにもいろいろな影響が出てくると思われます。その辺もぜひ考慮をしながら進めていくように、また業者の方たちにも指導をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第4号議案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○岡村雅夫君 反対の立場で討論に参加をさせていただきます。私はこの計画が始まったときから、ララ救済という話を一番最初に出しました。そして、それはもう片付いたものというふうに思っておりました。これ以上の出費はなしということで確証返答をもらっていたわけでありすけれども、今回の入札の内容を見させていただきまして、非常に歯どめがきかないのではないかなというふうに思います。

今ほど議論にもありましたように、外装工事、あるいは屋上の防水工事、これらを考えますとかなりの額に上ると思うのです。それを事業者と、要するにララと区分所有をした市とで共同するならばともかく、そうでないということになりますと、私は先ほど言葉に出しましたけれども、明らかな贈与となります。やはりそこに至る説明というのは、もう少し明確に、数字がわからないとかということではあってはならないというふうに思います。一つに集団でそういう方向に向きますと、チェックがきかなくなるというふうに捉えても私はしょうがないかなというふうに感じました。

そもそも区分所有していること自体も、その主なる区分所有している土地ですね、その土地のほとんどが農協さんであり、あるいは個人の2人ないし3人の名義であります。そしてその周辺を囲むように——私は帯状と言うのですが——帯状に取得をした土地の問題もかなり将来的には禍根を残すものというふうに考えております。

ともあれ、借地の上に立っている建物のその区分を分けて所有し、そして、ここに先ほど市長が言いましたが、示しておる15億円8,386万円の予算内で上げるということでありす。私はやはり当初からこの仕事というのは、前段で申し上げましたように、ララの救済が念頭にあるがために、区分の問題すらできないというところに陥ったのかなというふうに思っております。

私は図書館に反対とかそういう問題ではありません。また、図書館というものに関しては、この前も申し上げましたけれども、もっともっとじっくりとやって、これを違った方向で利用するのも一つの手であったのかなというふうに思います。

非常に難しい問題がいっぱい入ってきましたが、私は先ほど申し上げましたけれども、これはやはり支援は支援として、テナントで入ってのさらなる支援のほうが、もう少しすっきりいったのかなというふうに今考えているところであります。将来的な問題を言いますと、その建物が耐用年数を過ぎ撤去しなければならないときに、土地は買えるという話はしていますけれども、それは時代が過ぎ、そして世代が変わっていくことによって、そう簡単にはいかない事例が、多分三条でしたか、今新聞にも出ていますとおりであります。そういう点から非常に懸念があることであります。直接的には、今回の区分の問題の建築に関する説明が、あるいは歯どめがきかないというところで私は反対でございます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第4号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市図書館建設(建築)工事)、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第5号議案に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第5号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼市図書館建設(機械設備)工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議ある反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第6号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第6号議案につきまして提案理由を申し上げます。本市の固定資産評価審査委員会の委員長としてご貢献いただきました高橋 仁さんが、昨年12月18日にご逝去をされました。固定資産評価審査委員会の委員につきましては、当該委員が欠けた場合は地方税法第423条第4項の規定により、補欠の委員を選任しなければならないとされておりますので、勝又義一さんを選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定に基づきご同意をお願いするものであります。

勝又さんの経歴につきましては、資料のとおりでありますけれども、人格、識見ともに優

れておりました適任の方であります。どうかご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成25年12月21日までとなります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 私はよく知っている人ではありますが、そういう問題とはちょっと違いますけれども、ここに経歴を見ますと「至る、至る」という部分が1、2、3、4、5あります。全部で6つですかね、16年からという交通指導員というところから。そして、それなりにかなり重要な部分の職務もしているわけでありまして、さらに事業のほうも広範にやられている方です。

そうした中で、ほかに適任者がいなかったということなのか、あるいは相乗効果をもたせるために、こういったことをやっている方をお願いしたというのであるか、その辺をひとつ聞かせていただければなというふうに思いました。

○市 長 結論から申し上げますと、この方において適任者がいないという気持ちでお願いを申し上げました。そして今、議員おっしゃったようにそれぞれの役職を今現在お持ちでありますけれども、固定資産評価審査委員会につきましても当然内容を申し上げて、それぞれの業務あるいは役職に支障のない、そういう部分もご確認をいただきながらお願いしたところですのでよろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第6号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第6号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

○議 長 平成25年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

(午前10時42分)